

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ベンチャー精神を原点に「絶えず新たな付加価値を創出する」「高い倫理観をもって社会に貢献する」という2つの企業使命を掲げて常に前進し、その成果を通じて広く社会経済の発展に寄与していくことを企業理念としております。また、企業価値の向上に向けて社内外の利害関係者から多様な意見を吸収し、経営の効率性、透明性、及び公正性を確保し、環境変化に迅速に対応する経営を目指しております。

当社は、この基本的な考え方のもと、企業活動の原点が株主、取引先、従業員等との共存共栄であることを認識し、会社法等の法令に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社タネムラコーポレーション	2,095,144	14.12
株式会社シージー・エンタープライズ	2,022,356	13.63
種村 良平	1,669,480	11.25
コア従業員持株会	713,700	4.81
種村 美那子	441,464	2.98
種村 良一	407,400	2.75
神山 恵美子	347,100	2.34
田中 明美	346,900	2.34
牛嶋 友美	346,300	2.33
株式会社三菱東京UFJ銀行	160,000	1.08

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<監査役と会計監査人の連携状況>

当社は、新日本有限責任監査法人との間で会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、会計監査人を設置しております。当社の監査役と会計監査人は、監査の効率化を目指し、まず年度初めに相互の間で明確な監査計画・監査体制の状況を確認しております。また、監査役と会計監査人は定期的に会合を開催し、監査結果や改善点などを話し合い、取締役会に監査役意見としてフィードバックしております。

<監査役と内部監査室との連携状況>

当社監査役は、内部監査室と相互の連携を図っております。年度初めのミーティングにおいて、内部監査室から監査役に対して年度計画の説明と相互の計画についての意見交換を行います。また、内部監査室より実施した内部監査の状況と結果を監査役に報告するとともに、監査計画に基づく直近の監査予定部門の着目点等の意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
澤 昭裕	その他					○			○	○
鈴木 正明	公認会計士								○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
澤 昭裕	○	独立役員に指定しております。 平成19年4月18日付で責任限定契約を締結しております。 <略歴> 昭和56年 4月 通商産業省入省 平成 9年 6月 通商産業省 工業技術院人事課長 平成15年 7月 経済産業省 資源エネルギー庁 資源燃料部政策課長 平成16年 8月 東京大学 先端科学技術研究 センター教授 平成18年 6月 当社監査役(現任) 平成19年 5月 日本経済団体連合会 21世紀政策研究所 研究主幹(現任) 平成22年 2月 三澤株式会社 代表取締役会長(現任)	<選任理由> 組織マネジメント研究者としての知見を活かし、当社のコンプライアンス体制の構築・維持を図ることができるとの考えから、同氏を選任しております。 <独立役員指定理由> 株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
鈴木 正明	○	独立役員に指定しております。 平成25年6月26日付で責任限定契約を締結しております。 <略歴> 昭和52年11月 監査法人 中央会計事務所入所 平成 2年 9月 中央新光監査法人 社員就任 平成 8年 8月 中央監査法人 代表社員就任 平成18年 6月 中央青山監査法人 評議員、理事長代行就任 平成19年 8月 みずほ監査法人 清算人 平成20年10月 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 平成23年 7月 新日本有限責任監査法人 コンプライアンス推進室 室長 平成24年 7月 公認会計士・税理士 鈴木正明事務所長 (現任) 平成25年 6月 当社監査役(現任)	<選任理由> 現職の立場から企業経営にも精通し、また会計分野における専門的視点で監査機能の充実を図ることができるとの考えから、同氏を選任しております。 <独立役員指定理由> 株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、連結業績向上に対する貢献意欲、士気の向上、及び株主重視経営の一層の推進を目的に、現在までに取締役、監査役を含めた幹部社員を対象に新株予約権を2回発行しております。平成18年6月23日開催の定時株主総会決議分(新株予約権の行使期間:平成23年12月1日～平成26年11月30日)においては、将来の中核人材の成長を促進するため、一般社員にも対象者を拡大して付与しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、社内監査役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成18年6月23日開催の定時株主総会決議分として、新株予約権1,820個を当社取締役4名、当社監査役4名、当社執行役員11名、当社従業員593名、当社連結子会社の取締役、監査役及び従業員135名、合計747名に付与しており、そのうち当社取締役4名に対して合計120個を付与しています。
平成25年5月31日現在におきましては、付与対象者は退職により122名減少し、625名であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

直前事業年度における役員報酬の内容は、次のとおりです。

- ・ 取締役の年間報酬総額 139,866千円 (基本報酬 139,866千円のみ)
(全て社内取締役)
- ・ 監査役の年間報酬総額 25,305千円 (基本報酬 25,305千円のみ)
(うち社外監査役 4,800千円(基本報酬のみ))

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、役員の報酬は、基本報酬、ストックオプション及び役員退職慰労金で構成しております。基本報酬の総額(限度額)は、株主総会にて決議する旨を定款で定めており、平成11年6月28日開催の株主総会にて、取締役年額300百万円、監査役年額30百万円を決議しております。役員の数については取締役は20名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。また、役員が受ける個人別の基本報酬については、会社役員規程で以下の通り定めております。

- ・ 取締役が受ける報酬は、株主総会において決議された取締役報酬総額の限度内で、取締役会の協議により決定する。
- ・ 監査役が受ける報酬は、株主総会において決議された監査役報酬総額の限度内で、監査役会の協議により決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、監査役(会)からの求めがあった場合は、内部監査部門並びに財務経理部門が監査役の職務の補助を行うものとしております。また、当該補助者の取締役、執行役員からの独立性を確保するため、当該使用人の人事に関する事項は、監査役(会)との事前協議により定めるものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しており、経営監督機関である取締役会のもと、執行役員がそれぞれの担当業務を執行しております。また、社内外より選任された監査役により構成された監査役会を設置し、公平・公正な経営監視のもと、グループ経営状態の迅速・正確な情報把握と意思決定を行っております。

当社の監査役監査は、監査役3名(うち社外監査役2名)が取締役会への出席、稟議書等の決裁書類・重要書類の閲覧、さらに業務及び財産の調査等を通じて取締役の職務遂行状況や内部統制機能の整備・運用状況を監査しております。また、業務執行会議への出席を通じて各部門のリスク状況や対策の検討状況を確認しております。さらに、監査役自らが直接実施する監査に加え、内部監査室並びに監査法人からの報告書をもとに、当社グループの経営状況を適宜把握することで、コーポレート・ガバナンス機能の充実に努めております。

監査役監査の手法としては、「監査役監査規程」において監査役の職務を執行するための行動基準を定め、これに基づく監査役の監査計画書・重点推進事項とともに法定監査事項・決算監査事項をあわせ、年度初めの経営幹部の年度計画発表会で通知しております。

内部監査室は、当社の内部統制基準に沿った各部門の業務執行状況の確認を基本に、年度単位に監査計画を立て、関係会社も含めたグループ経営執行状況の網羅的な監査を実施しております。直前事業年度においては、被監査部門に対して年一回の監査実施を原則に、業務監査を実施するほか、情報セキュリティ分野などのリスクマネジメント監査を実施しております。

本報告日現在における当社の経営の意思決定、業務執行、監督、及び内部統制の体制の概要は、後述の模式図のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役が社外役員として経営のチェック機能を全うすることで十分に経営監督機能を果たすことが可能との考えに基づき現状の体制を採用するものであり、当社としては委員会設置会社、社外取締役中心の取締役会等のコーポレート・ガバナンス体制より適切であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成25年6月26日(水曜日) 午前10時
電磁的方法による議決権の行使	当社が株式事務代行契約を締結している三井住友信託銀行株式会社の運営するインターネット議決権行使ウェブサイトにより、電子投票制度で議決権を行使することができるようにしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p><情報開示の基本方針> 当社は透明性、公平性、継続性を重視し、株式会社東京証券取引所の定める「適時開示規則」に従った情報を、正確かつ迅速に開示する方針であります。また、投資家の皆様の理解に役立つ有効な情報につきましても、積極的かつ公平に開示することを方針としております。</p> <p><情報開示の方法> 「適時開示規則」に該当する情報の開示は、株式会社東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet=Timely Disclosure Network)を利用して報道機関等に情報を公開するとともに、登録後は速やかに当社ホームページにも情報を掲載いたします。</p>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び期末決算の開示日より必要に応じアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。説明は代表取締役会長兼CEOと代表取締役社長兼COOの両名が行うとともに、質疑応答も基本的に両名が対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	(URL) http://www.core.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	(IR担当部署) 経営管理室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重を規程するものとして、当社ホームページにおいて、当社の企業理念、企業指針等を示した「企業行動憲章」と当社社員の行動を規定した「企業行動基準」を開示しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

<効率的な業務執行体制の整備状況>

当社は、将来の事業環境を見据えた上で経営方針を定め、これを機軸に新年度の中期経営計画と年度計画を策定しております。各部門においては、本計画に沿い、経営目標の達成と重点事項の推進に向けて活動しております。

業務執行については、月例の業務執行会議を開催し、全取締役・監査役同席のもとで執行役員の業務執行状況の監督等を行っております。業務執行会議では、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか、各執行役員の業績・進捗状況等について、報告を通じて定期的に検証するほか、当社としての経営課題解決の議論を行っております。これを踏まえ、月例の取締役会で重要事項の審議・決定を行っております。

経営監督については、取締役会規程で定める事項および付議事項を全て取締役会に付議し、その際に十分な経営判断が行えるよう、役員全員へ原則事前に議題・資料を配布しております。

<コンプライアンス体制の整備状況>

企業グループとしての倫理観・理念・指針とともに、各ステークホルダー間の法令・定款・社内規程遵守のあり方を定めた「企業行動憲章」「企業行動基準」を制定しております。また、専管組織として倫理委員会を組織し、企業行動憲章、企業行動基準、その他関連規程の教育啓蒙と遵守状況の確認を行っております。

日常の業務執行においては、全役員・従業員が定められた組織規程・職務権限規程等に基づいた処理を実施するとともに、内部監査室が法令・定款・社内規程・各管理マニュアル等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制をとっております。

また、従業員の声を経営層が直接汲み取り、法令・定款違反その他諸問題の早期解決に取り組めるよう、秘匿性を確保した内部通報制度を設置しております。

<リスク管理体制の整備状況>

経営状況の把握と営業・技術・管理等に関するリスク認識・対策検討の専管組織として、社長が議長となる「業務執行会議」を設置し、全ての部門責任者(取締役・執行役員及び社内外監査役)が出席のもと、月例で開催しております。

取締役会・業務執行会議と連携する組織としては、「内部統制会議」「倫理委員会」「情報セキュリティ委員会」を常設し、各分野のリスク把握・未然防止策・再発防止策・従業員のリスク意識向上等の施策の実施、必要に応じた監査を行っております。

<情報管理体制>

業務執行に関わる情報は、社内規定および各管理マニュアルに基づき、法令・定款に則った情報・文書の管理を行っております。情報・文書の管理にあたっては、当社で定めた情報セキュリティ・ポリシーに則ってこれを重要度別に分類し、必要な管理を実施しております。情報・文書の管理の運用にあたっては、必要に応じて運用状況を検証した上、関連規程・マニュアル等を見直しております。

<企業集団における業務の適正を確保するための体制>

当社は、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、「経営管理規程」を定めております。また、「関係会社管理規程」により当社のグループ会社に対し、倫理・法令等の遵守、会計基準の同等性確保、内部統制の維持・向上等に努めております。

連結子会社各社では、月例の取締役会を開催(在外子会社は四半期毎に開催)するとともに、当社業務執行会議に主要な連結子会社社長が出席し、グループ事業活動に関する議論や意見交換を行い、グループ会社が当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際には、主管部門が適切な指導を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを「企業行動憲章」「企業行動基準」に定め、基本方針としております。また、事態発生及びその恐れがある情報の提供を受けた際は、総務部門が適宜警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応するものとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

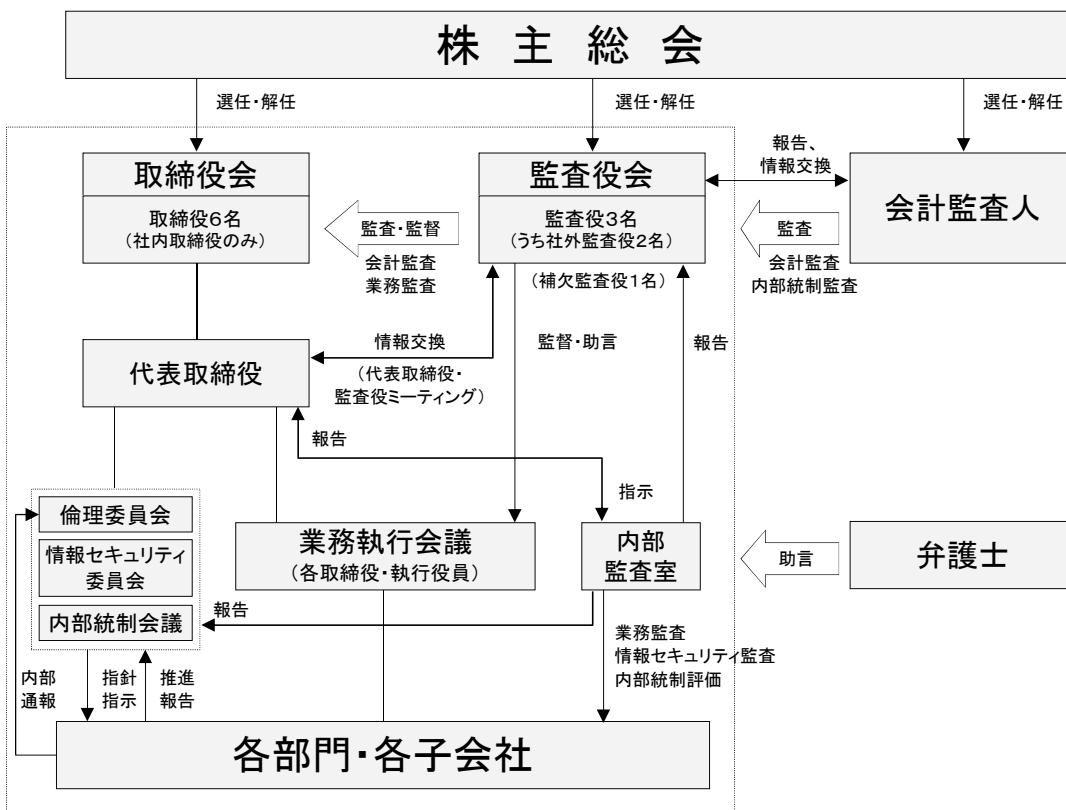
買収防衛策の導入の有無

なし

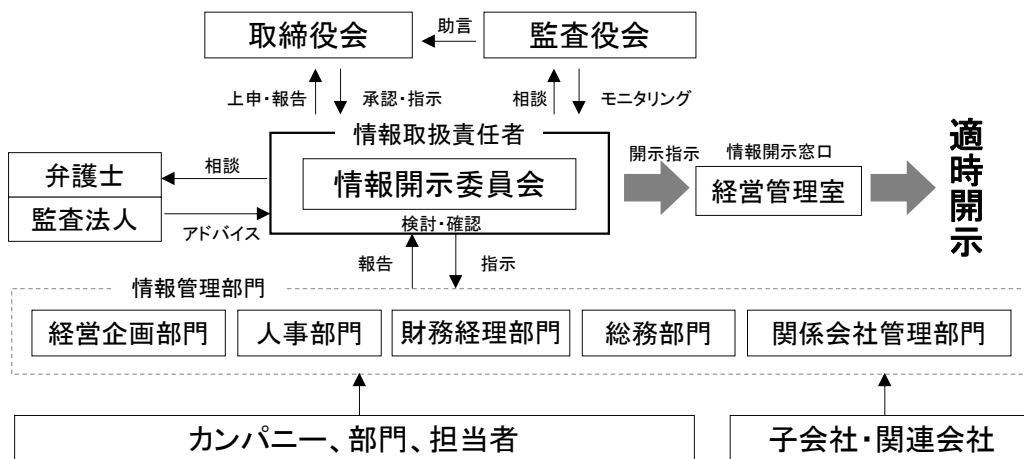
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(参考資料1)コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



(参考資料2)適時開示体制の概要



<適時開示体制の概要に関する補足説明>

当社は、適時開示すべき情報に対し、主要な会議体、担当者および部門責任者からの各報告を情報管理部門が網羅的に収集し、情報取扱責任者に迅速に報告する体制をとっております。情報取扱責任者は、開示業務を統括する情報開示委員会を開催し、適時開示すべき情報の出所・根拠に基づく正確性、法令・上場規則・社内規程等に基づく適法性を確認し、株主・投資家等の視点から開示資料の内容の十分性、明瞭性等の確認を行っております。専門的領域については、監査法人や弁護士等の助言を適宜受けております。

情報取扱責任者は、情報開示委員会での協議結果を踏まえて適時開示すべき情報を取締役会に付議・承認のもと、会社として公式に開示する情報を決定しております。

情報の公表にあたっては、取締役会での承認後TDnetを通じて速やかに開示するほか、当社ホームページにも同様の情報を掲載し、公平かつ迅速な周知に努めております。開示後の外部からの問合せは、経営管理室が総合窓口となり、問合せ先部門と適時・適切な対応と見解の表明に努めております。

開示前情報の取扱いにあたっては、「内部情報管理規程」の全社周知、適時開示についての全社への啓蒙、開示実務者への教育を適宜実施するほか、情報取扱責任者自らが主要な社内会議に出席し、適時開示すべき情報の確認、意見の表明を行っております。